

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案



平成27年3月23日

東 大 阪 市

1. 提案の概要

東大阪市東福祉事務所内に、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活保護申請段階の者等の生活困窮者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所等の福祉部門担当コーディネーター等と、ハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施することにより、効率的・効果的な就労支援の実現をめざします。

2. 提案理由

東大阪市は平成24年1月に生活保護行政適正化推進本部を立ち上げ、生活保護行政適正化に向け精力的に取り組んでいます。中でも、稼働能力を有する生活保護受給者等に対しての自立を助長する中で、いわゆる「その他」世帯の受給者に対する就労支援のあり方は大きな課題と認識しています。

この点、現在も、東大阪市はハローワーク布施と連携した取組を実施し、一定の成果・実績を出しているところですが、これまで以上に両者がより緊密に連携した支援を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案の提出に至りました。

3. 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活保護申請段階の者等の生活困窮者

(2) 設置場所

東大阪市東福祉事務所 2階（所在地：大阪府東大阪市南四条町1番1号）
福祉事務所等と同一フロア

(3) 実施内容

- ・ハローワークが行う職業相談、職業紹介、求人情報の提供等と東大阪市東福祉事務所等が行う生活保護等に係る業務を一体的に実施する。
- ・具体的には、ハローワーク布施が、ハローワーク常設窓口就労支援ナビゲーターを配置し、生活支援窓口等から誘導を受けた支援対象者等に対して職業相談・職業紹介、求人情報の提供等を実施する。
- ・東大阪市東福祉事務所等は、生活保護等に係る業務の実施に加えて、生活保護



受給者等に対する意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を、福祉部門担当コーディネーター等によってハローワーク常設窓口へ誘導する。

(4) 実施体制等

①実施体制

東大阪市：福祉部門担当コーディネーター等 3 名

国：ハローワーク布施の就職支援ナビゲーター 2 名が常駐

②費用負担

東大阪市：施設の維持管理経費を負担する。

国：ハローワークシステム（求人情報提供端末、職業紹介端末）の導入費用、維持管理経費、回線使用料、電話回線使用料、消耗品等の費用を負担する。

その他の経費については、その管理権限の所在に応じて本市及び国が負担する

(5) 事業開始時期

平成 28 年 3 月を予定